

亡くなった場合はもちろん、病気やケガの際もしっかりカバーするからご家族も安心!

【フラット35】の 団体信用生命保険

【フラット35】の団体信用生命保険は、ご加入者が死亡・所定の身体障害状態になられた場合など^{※1}に、住宅の持分、返済割合などにかかわらず、以後の【フラット35】の債務の返済が不要となる生命保険です。住宅金融支援機構が保険契約者・保険金受取人、【フラット35】の団体信用生命保険のご加入者が被保険者となり、支払われた保険金^{※2}が債務に充当される仕組みです。

※1 新3大疾病付機構団信は、死亡・所定の身体障害状態に加えて、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)が原因で一定の要件に該当した場合および公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態などになられた場合も残りの返済が不要となります。 ※2 死亡保険金、身体障害保険金、3大疾病保険金および介護保険金をいいます。

死亡、身体障害、3大疾病^{※3}など、
所定の状態に該当した場合
住宅ローン残高が

0円になります

※3 3大疾病は、以下の「新3大疾病付機構団信」を付帯した場合に限り、対象となります。

保障内容の概要

幅広い保障で
もしもの時も
安心

① 新機構団信 (保険料は借入金利に含まれています)

お亡くなりになった場合

または

病気・ケガ(身体障害1級・2級に該当^{※4})

例えば、こんなとき...



スポーツや仕事での
ケガや交通事故で
車椅子生活になった。



病気で
耳が聞こえなくなった。



生活習慣が原因で
(糖尿病)
腎臓に障害を負った。



生活習慣が原因で
(不整脈)
心臓に恒久的に
ペースメーカーを
装着することとなった。



緑内障で
視力が低下し、矯正視力が
右0.01左0.03
(両目合計0.04)に落ちた。

身体障害認定者総数(1級・2級) 約216万人^{※5}

※4 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級に該当し、身体障害手帳の交付を受けたときをいいます。

※5 厚生労働省「令和5年度福祉行政報告例の概況」により作成(18歳以上の認定数)。

※健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】をご利用いただけます。

①にプラス
して更なる
充実の保障
プラン

② 新3大疾病付機構団信 (新機構団信付き金利+年0.24%)

2025年2月末現在

次のいずれかの診断がされたとき、または、
急性心筋梗塞もしくは脳卒中中の手術を受けたときに保険金が支払われます。

がん^{※6}



急性
心筋梗塞^{※7}



脳卒中^{※8}



※6 所定の悪性新生物(がん)にかり医師により診断確定されたとき。 ※7 急性心筋梗塞を発病し初診日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき。 ※8 脳卒中を発病し、初診日からその日を含めて60日以上、麻痺や運動失調、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき。

がん患者数
約393万人^{※9}

心疾患患者数
約357万人^{※9}

脳血管疾患患者数
約188万人^{※9}

生涯で「がん」と診断される割合
男性:65.5%・女性:51.2%^{※10}

「心疾患」「脳血管疾患」は完治が難しいと言われており、病気が進行し
重症状態になると「急性心筋梗塞」「脳卒中」になる可能性があります。

※9 厚生労働省「患者調査(令和5年)」。 ※10 (公財)がん研究振興財団「がんの統計2024」累積がん罹患・死亡リスク 年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん。

または

介護保障

公的介護保険制度の要介護2から5までのいずれかに認定されたとき、または、
保険会社所定の要介護状態に該当したときに保険金が支払われます。

具体例

- 食事、排泄、入浴、衣服の着脱に介助が必要な状態
- 松葉杖や手すり等で支えても、歩行がひとりではできない状態
(車椅子がなければ歩けない)
- 介護者に抱えられ、またリフト等の機器を用いなければ、浴槽への
出入りがひとりではできない状態

軽度 ← 要介護 → 重度

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

団体信用生命保険の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。

<https://www.flat35.com/shin-danshin/no-subscription.html>

